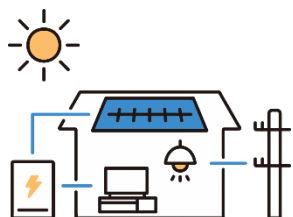


令和7年度 津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金



交付申請の手引き

津市は、地域脱炭素の推進と災害時の安全・安心を確保するため、住宅の自家消費型太陽光発電設備や定置型蓄電池の設置に対し、補助金を交付します。

1 対象者

津市内の自ら所有し、居住する住宅の屋根等に「太陽光発電設備等」を設置する方に対し、住宅1戸に1回、かつ、1者に1回を限度として補助金を交付します。

主な条件

- (1) 直接地面に設置する野立て太陽光発電設備は対象となりません。
- (2) 固定価格買取制度（F I T制度）又はF I P制度の認定を受けて売電をする方は対象となりません。
- (3) 自己託送をする方は対象となりません。
【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
- (4) 国、その他地方公共団体から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。
- (5) 発電した電力を、併用住宅の住居部分以外や、共同住宅で他の居住者との共用部に使用する方は対象となりません。
- (6) 発電した電力量の30%以上を申請した住宅の敷地内で自家消費する必要があります。
- (7) 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- (8) 対象設備の耐用年数が経過するまでの間で、J-クレジット制度へ参加する方は対象となりません。

2 交付申請の受付期間等

(1) 受付期間

- 交付申請は令和7年6月2日（月）から先着順（予算が無くなり次第終了しますのでご了承ください。）
- 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）

(2) 提出先・問い合わせ先

津市役所 環境政策課 地域脱炭素推進担当

住所 〒514-8611 津市西丸之内23番1号（本庁舎6階）

電話 059-229-3212

※ 郵送での提出についても受け付けますが、その場合、郵便事故等による不達を防止するため、簡易書留やレターパック等の追跡が可能な方法での提出をお願いします。ただし、書類の不備又は受付枠満了時には受理せず返送いたしますのでご了承ください。なお、不受理の時は申請者等へご連絡いたしますが、確実な手続きを行うために、できる限り窓口までご持参ください。

(3) 申請書類の配布場所

ア ホームページ

（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1692229334413/index.html>）
からダウンロード

イ 津市役所 環境政策課 地域脱炭素推進担当

3 対象となる設備

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池（(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります）

主な条件

ア 津市の交付決定日以後に事業に着手するものが対象となります。

- ・ 事業の着手日は、工事請負契約を締結した日をいいます。

イ 令和8年1月30日（金）までに事業を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

ウ 中古品、リース品は対象となりません。

エ 増設や買替えは対象となりません。

オ 蓄電池は定格容量値が20kWh未満のものに限ります。

カ 蓄電池は、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品であり、かつ「蓄電池の仕様」を満たすものである必要があります。

※ 別添1「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」を参考にしてください。

キ ハイブリッド蓄電池（蓄電池及びパワーコンディショナーの機能が備わっているもの）を設置する場合は、パワーコンディショナー部分に係る費用は蓄電池の費用に含むものとします。

ク トライブリッド蓄電池（蓄電池、パワーコンディショナー及び電気自動車等充給電設備（V2H）の機能が備わっているもの）を設置する場合は、パワーコンディショナー及び電気自動車等充給電設備（V2H）部分に係る費用は蓄電池の費用に含むものとします。ただし、電気自動車等充給電設備（V2H）部分について、その他設備と分離している場合は、電気自動車等充給電設備（V2H）部分に係る費用を補助対象事業費に含めずに計算を行ってください。

ケ 国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」が令和7年3月10日付けで改正されたことに伴い、蓄電池の価格は125,000円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるように努めてください。

4 補助金の額

(1) 太陽光発電設備（補助対象は10kWまで）

最大出力値（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値を比較して低い方の値を小数点以下切り捨て）に、70,000円/kWと1kW当たりの太陽光発電設備の価格（工事費込み・税抜き）を比較して低い方の値を乗じた額（1,000円未満切り捨て）。

例1）太陽光発電設備の価格が1,700,000円で太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が8.5kWの場合

① この場合、パワーコンディショナーの8.5kWが最大出力値となる。

② 1kW当たりの太陽光発電設備の価格は、以下のとおり計算される。

$1,700,000\text{円} \div 8.5\text{kW} = 200,000\text{円/kW}$
→ 1kW当たりの太陽光発電設備の価格より70,000円/kWの方が低いので、70,000円/kWを用いて計算する。

③ 最大出力値8.5kWの小数点以下を切り捨てて、8kWとしたうえで、補助金の額は次の通り計算される。

$$8\text{kW} \times 70,000\text{円/kW} = \underline{560,000\text{円}}$$

※ 太陽光発電設備の最大出力値が10kWを超える場合は、10kWが補助対象。（例2）

例2）太陽光発電設備の価格が1,800,000円で太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が14.5kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が12.0kWの場合

① この場合、パワーコンディショナーの12.0kWが最大出力値となる。

② 1kW当たりの太陽光発電設備の価格は、以下のとおり計算される。

$1,800,000\text{円} \div 12.0\text{kW} = 150,000\text{円/kW}$
→ 1kW当たりの太陽光発電設備の価格より70,000円/kWの方が低いので、70,000円/kWを用いて計算する。

③ 最大出力値12.0kWが10kWを超過しているため、以下の計算で10kW相当額を補助金額とする。

$$10\text{kW} \times 70,000\text{円/kW} = \underline{700,000\text{円}}$$

(2) 蓄電池（補助対象は10kWhまで）

ア 1kWh当たりの蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が155,000円以下
となるとき、蓄電池の価格の3分の1の額（1,000円未満切り捨て）。（例3）

例3）蓄電池の価格が800,000円で蓄電池の定格容量値が8.0kWhの場合

- ① 1kWh当たりの金額を確認する。

$$800,000\text{円} \div 8.0\text{kWh} = 100,000\text{円/kWh}$$

→ 155,000円/kWh以下

- ② 補助金の額は次の通り計算される。

$$800,000\text{円} \div 3 = 266,666\text{円}$$

→ 1,000円未満を切り捨てて、266,000円

※ 蓄電池の定格容量値が10kWhを超える場合は、蓄電池の価格の3分の1の額に「10kWh÷定格容量値」を乗じた額。（例4）

例4）蓄電池の価格が1,200,000円で蓄電池の定格容量値が12.0kWhの場合

- ① 1kWh当たりの金額を確認する。

$$1,200,000\text{円} \div 12.0\text{kWh} = 100,000\text{円/kWh}$$

→ 155,000円/kWh以下

- ② 補助金の額は次の通り計算される。

$$1,200,000\text{円} \div 3 \times (10\text{kWh} \div 12.0\text{kWh})$$
$$= 333,333\text{円}$$

→ 1,000円未満を切り捨てて、333,000円

イ 1 kWh当たりの蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が155,000円を超えるとき、「定格容量値×155,000円」の3分の1の額（1,000円未満切り捨て）。（例5）

例5）蓄電池の価格が985,000円で蓄電池の定格容量値が5.0 kWhの場合

① 1 kWh当たりの金額を確認する。

$$985,000\text{円} \div 5.0\text{kWh} = 197,000\text{円/kWh}$$

→ 155,000円/kWh を超える

② 補助金の額は次の通り計算される。

$$5.0\text{kWh} \times 155,000\text{円} \div 3 = 258,333\text{円}$$

→ 1,000円未満を切り捨てて、258,000円

※ 蓄電池の定格容量値が10 kWhを超える場合は、「10 kWh×155,000円」に3分の1を乗じた額。（例6）

例6）蓄電池の価格が3,000,000円で蓄電池の定格容量値が15.0 kWhの場合

① 1 kWh当たりの金額を確認する。

$$3,000,000\text{円} \div 15.0\text{kWh} = 200,000\text{円/kWh}$$

→ 155,000円/kWh を超える

② 補助金の額は次の通り計算される。

$$10\text{kWh} \times 155,000\text{円} \div 3 = 516,666\text{円}$$

→ 1,000円未満を切り捨てて、516,000円

5 交付申請について

工事請負契約の締結日の10日前までに、津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください。

(1) 添付資料

ア 補助金額算出シート（交付申請時）

イ 対象設備の設置に係る複数の販売事業者による見積書の写し

(7) 販売事業者の選定にあたっては、同一の補助対象設備に対して複数者（2者以上）の比較を行っていただき、より経済的な見積を提示した販売事業者を選定してください。また、比較を行った全ての販売事業者の見積書を交付申請書に添付してください。

(4) 別添2「必要事項を満たす見積書の例」及び別添3「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に、費目の内訳が示された見積書の作成を販売業者に依頼してください。

※ 比較を行った全ての販売事業者の見積書について、社印又は担当者印が押印されているものを添付してください。

※ 比較の結果選定されなかった事業者が、申請者と選定先の販売事業者との工事請負契約における施工・発注等の下請を行うことはできません。

ウ 対象設備の設置場所及び付近の見取図

(7) 敷地の図面（1／100程度）に対象設備を設置する場所を明示してください。

(4) 住宅地図等（1／1500程度）に対象設備を設置する住宅の位置を示してください。

エ 対象設備の仕様書

製品カタログ等から以下の仕様が分かるページの写しを提出してください。

(7) メーカー名

(4) 最大出力（モジュール及びパワーコンディショナー）

(7) 定格容量値（蓄電池）

(4) 型式

(4) 外観（太陽光発電設備については、モジュール及びパワーコンディショナー）

(4) 蓄電池について申請する場合、申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品であることを示す書類

- 例) 一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ内「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧」
- ※ 太陽光発電設備と蓄電池の両方を申請する場合は、それぞれの仕様が分かるものを用意してください。

オ 誓約書

- (7) 指定の誓約書を確認のうえ提出してください。
- (i) 販売事業者の方にも誓約書の作成を依頼してください。
- (法令やガイドライン等を遵守して設置された設備であることが補助の条件です。)

カ 発電電力の消費量計画書(売電する場合)

以下の内容については発電電力の消費量計画書に必ず記載してください。また、作成にあたって参考にした発電シミュレーションについても提出してください。

- (7) 太陽光発電設備の最大出力
- (i) 年間発電想定量
- (7) 年間自家消費想定量
- (I) 年間売電想定量
- (7) 年間自家消費想定割合
- (7) 過去1年間の電気代
- (7) 世帯人数

※ 固定価格買取制度(FIT制度)又はFIP制度の認定を受けて売電をする方は対象となりません。

※ 自家消費割合(自家消費想定量÷発電想定量)が30%以上である必要があります。

キ その他市長が必要と認める書類

注意事項

- 交付決定前に事業に係る工事請負契約が既に締結された事業については、補助対象となりません。必ず交付決定後に工事請負契約を締結してください。
- 交付決定後、やむを得ない理由で補助事業の内容について変更や中止、取下を行う場合は、事業完了日の前日までに変更後の内容が分かる書類を添えて、計画変更承認申請書を提出する必要があります。
- ※ 事業完了日を、交付申請時の事業完了(予定)日から30日を超えて延長する場合には、必ず計画変更承認申請が必要となります。

6 実績報告について

津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置事業実績報告書を提出してください。

(1) 提出期限

事業完了日から30日以内又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い方の日

事業の完了日は、対象設備の引渡しを受けた日又は工事代金等の支払いが済んだ日のいずれか遅い日となります。

※ これらの期日を守っていただかないと補助金は交付されませんのでご注意ください。 休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）は受付を行いませんので、実績報告の期日が休日と重なる場合、直前の休日でない日までに提出してください。

※ 実績報告期日を超過した場合は、変更承認申請書を提出いただき、申請の取下げを行っていただく必要があります。

(2) 添付書類

ア 補助金額算出シート（変更承認申請時・実績報告時）

- ・ 交付決定額を記入する項目については、交付決定通知書（変更承認がされた場合は、交付決定変更通知書）に記載されている額を記入してください。

イ 完了写真

- (i) 設置した建物全体を撮影したもの
- (ii) 対象設備を設置したもの（太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの枚数を正確に把握できるものとパワーコンディショナーを撮影したもの）

ウ 太陽電池モジュールの配置図

エ 契約書の写し

申請者本人の控えである必要があります。

オ 領収書の写し

対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料

カ 対象設備の費用が分かる見積書又は内訳書

キ 対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し

- ・ 申請時に提出した「カタログ」等と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」及び「取扱い説明書」により、対象設備の仕様を満たしていることを確認します。
- ・ 取扱い説明書について、表紙・裏表紙から対象設備の型式が確認できる場合は表紙・裏表紙のみ提出いただいても構いません。

※ 当該メーカー以外の保証書（販売店保証等）を添付書類とすることはできません。

ク 電力会社との接続契約書、売電若しくは買電契約書等の写し

- ・ 売電に関する契約書を提出してください（売電しない方は不要）。
- ・ 売電に関する契約書が発行されない場合には、「発電設備の連系に関するお知らせ」（中部電力ミライズ㈱の場合）等の、電力会社との契約関係が分かる書類を提出してください。

※ 固定価格買取制度による売電を行っていないことを確認するため、発電された電力の購入単価が分かる書類を提出してください。

ケ 設備の引渡し日が分かる書類

- ・ 対象設備の引渡書や販売事業者からの工事完了報告書などを提出してください。

コ その他市長が必要と認める書類

- ・ 施工事業者や発注事業者等が販売事業者と異なる場合は、事業者間の当該補助事業における関係が分かる書類を添付してください。

例）A社が申請者に販売し、B社が施工する場合（契約は申請者とA社で締結）

B社がA社から当該補助事業にあたって施工の委託を受けていることがわかる書類を提出（委託書やメーカー保証書等から両者の名前が確認できる必要があります。）

7 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。

実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに請求書を提出してください。

8 自家消費割合の報告について

津市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金に係る自家消費割合報告書を提出してください。

- 報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
- 提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とし、3年間毎年報告してください。

（例：令和8年1月（令和7年度1月）に事業が完了した場合、下表のとおり計3回報告を行うこと。）

報告対象期間	報告期限
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月30日
令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年7月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年7月31日

(1) 提出期限

報告対象年度（3か年）の翌年度の7月31日まで【必着】

※ 報告期限の日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直前の土曜日、日曜日、祝日でない日が期日となります。

(2) 添付資料について

発電量及び自家消費量の1年間分の毎月の実績が分かる書類（モニターから出力したデータ等を取りまとめたもの）を提出してください。

※ 毎月の実績を把握するために、発電量等が把握できるモニターやシステムの導入を推奨します。

9 財産処分について

耐用年数が経過するまでの間は、導入した対象設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。（当該補助金における太陽光発電設備の耐用年数は１７年、蓄電池は６年となります。）

耐用年数経過前にやむを得ず対象設備の処分等を行う場合は、必ず事前に津市による財産処分の承認を受ける必要があります。

対象設備の耐用年数が経過するまでの間は、当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等を保存してください。

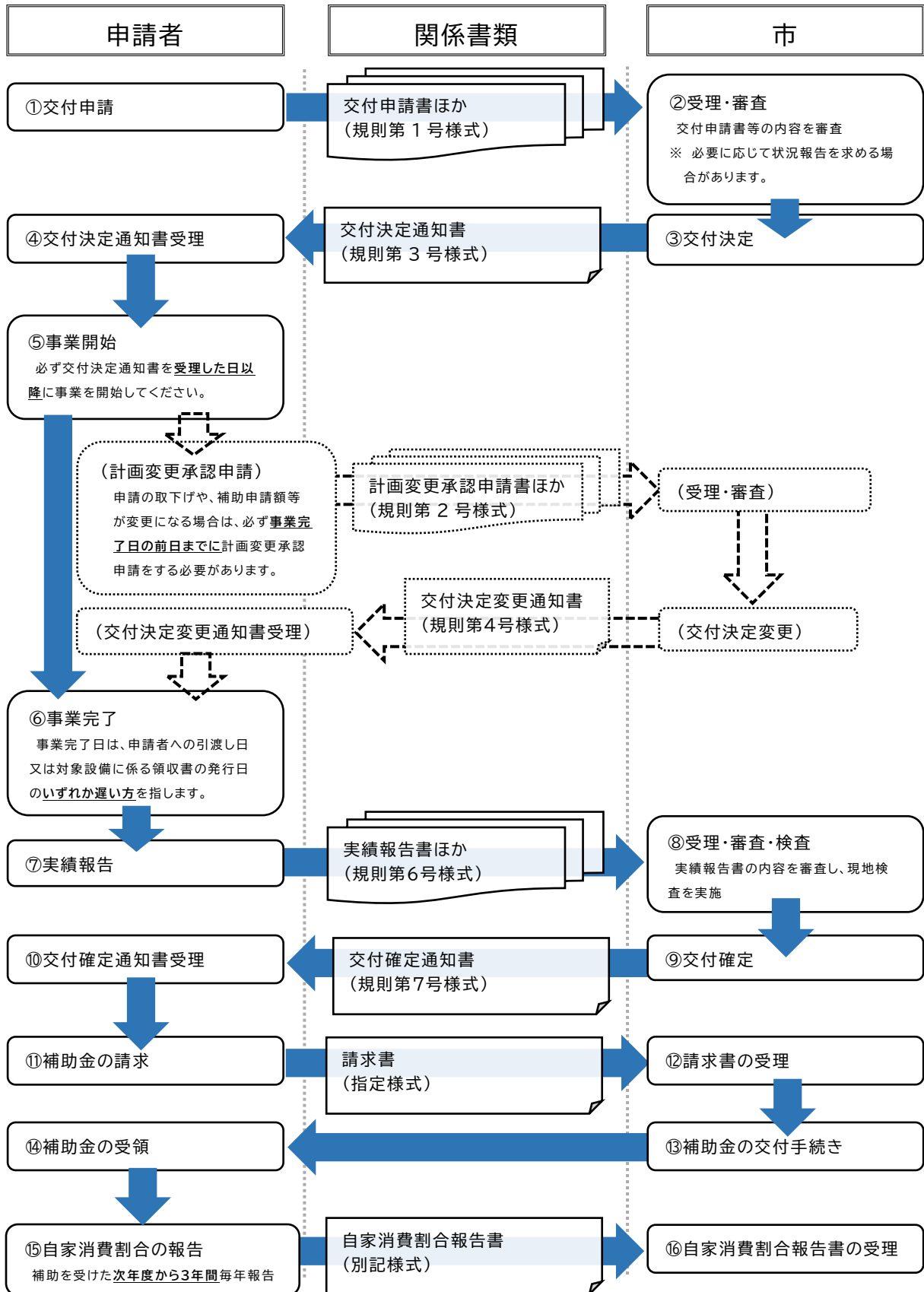
10 その他

提出された書類は返還しません。

提出された交付申請書等は、津市情報公開条例（平成１８年津市条例第２２号）に基づく情報公開請求の対象となります。

津市の監査委員等が実地検査に入ることがあります。

補助金交付までの流れ



蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

1

(1) 蓄電池パッケージ

- ☐ システム全体を統合して管理するための番号

(2) 性能表示基準

- ☐ 初期実効容量
☐ 定格出力
☐ 出力可能時間の例示
☐ 保有期間

※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- ☐ 廃棄方法

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

- ☐ アフターサービス

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- ☐ 蓄電池部安全基準

「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足することが分かる書類

(3) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- ☐ 「JIS C 4412」の規格を満足することが分かる書類

ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」の規格も可とする。

（注）「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(4) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

- ☐ 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量10kWh未満の蓄電池のみ）

(5) 保証期間

- ☐ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります

2

- ☐ 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品である。

必要事項を満たす見積書の例

見積書

〇〇 〇〇 様
 見積日：令和〇年〇月〇日

会社印又は担当者印が押印
 されていること

太陽光発電設備及び蓄電池
 のそれぞれに係る設備費及び
 工事費が確認できること

工事費は別添3「太陽光発電設備等の設
 置費用の内訳について」に基づき記入する
 こと（細分できない場合は、直接工事費及
 び間接工事費のみの記入も可）

株式会社〇〇
 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 三重県津市××××
 担当者：〇〇 〇〇

会社印

者担
印当

品名		型式	数量	単位	金額
太陽電池モジュール		ABC-1234	20	枚	700,000 円
架台			1	式	100,000 円
太陽光発電	本工事費（直接工事費）		1	式	100,000 円
	本工事費（間接工事費）		1	式	50,000 円
	付帯工事費		1	式	20,000 円
	機械器具費		1	式	20,000 円
	測量及び試験費		1	式	10,000 円
				計	1,000,000 円
蓄電池（ハイブリッド）		XYZ-1234	1	台	750,000 円
パワーコンディショナー（ハイブリッド）		XYZ-9876	1	台	250,000 円
蓄電池	本工事費（直接工事費）		1	式	100,000 円
	本工事費（間接工事費）		1	式	50,000 円
	付帯工事費		1	式	20,000 円
	機械器具費		1	式	20,000 円
	測量及び試験費		1	式	10,000 円
				計	1,200,000 円
小計					2,200,000 円
消費税額					220,000 円
合計					2,420,000 円

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※ 太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※ 本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません（ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります）。